

俱知安町持続化支援金事業を実施します。

【俱知安町持続化支援金事業とは】

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により売上げが減少しているにもかかわらず国の持続化給付金の対象とならない町内の事業者に対して、事業継続のため、事業全般に広く使える支援金を支給するものです。

【給付額】

1事業者 20万円

【給付対象者】

令和2年2月から8月までの期間で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により前年同月比で売上げが30%以上50%未満減少している次のいずれにも該当する法人又は個人事業主

（対象となる法人）

- ◎令和2年2月から8月までと対比が可能な前年同月の実績があり、登記が完了している法人で、本町に本店を置いていること。
- ◎本町に独立した事務所又は店舗を有すること。
- ◎今後も事業を継続する意思があること。

（対象となる個人事業主）

- ◎令和2年2月から8月までと対比が可能な前年同月の実績があり、令和2年1月1日時点及び申請時のいずれの時点においても本町に住民登録があること。
- ◎本町に独立した事務所又は店舗を有すること。
- ◎今後も事業を継続する意思があること。

【給付を受けられない方】

- ①令和2年2月から8月までの期間中、前年同月比で売上げが50%以上減少している月がある方（国の持続化給付金の対象となる）
- ②（法人の場合）本店所在地が本町でない事業者
- ③本町に独立した事務所又は店舗を有していない方
- ④主たる業種が農業又は林業、水産業である方
- ⑤フリーランスの方
- ⑥宗教上の組織又は団体
- ⑦政治団体
- ⑧生活保護を受給している個人事業主の方
- ⑨俱知安町持続化支援金を一度受給されている方
- ⑩本支援金の目的上、支援することが適当でないと町長が判断する方

【申請期限】

令和2年11月30日（月）

【申請方法】

（申請書類の入手方法・入手場所）

- ① 倶知安町HPより HP右上の検索欄に” 倶知安町持続化支援金” と入力
- ② 倶知安町役場まちづくり新幹線課商工労働係（1階15番窓口）
- ③ 倶知安商工会議所

（申請書類の提出）

① 郵送で提出

〒044-0001

倶知安町北1条東3丁目3番地

倶知安町役場まちづくり新幹線課商工労働係 宛

② 窓口に提出

倶知安町役場まちづくり新幹線課商工労働係（1階15番窓口）

※ 倶知安商工会議所の会員の方は倶知安商工会議所に提出することも出来ます

【支給の決定・通知】

◎ 申請書類の提出を受け、要件審査を行った結果、適正であると認められるときは支援金の支給を決定し、順次支給します。

◎ 上記決定を行った際は、支給決定通知を送付します。

なお、審査の結果、支援金の支給をしない旨の決定を行った場合は、不支給決定通知を送付します。

【町による調査】

◎ 要件審査等に必要と認められる場合は、町が関係書類の提出を求めること、また事実関係の確認を行うこと、検査等を行うことがあります。

【不正受給と認められた場合】

◎ 申請内容に虚偽があることが判明した場合又は申請要件に該当しない状況となった場合は、支援金の返還を求めます。

【問合せ先】

倶知安町役場まちづくり新幹線課商工労働・企業誘致係

Tel 0136-56-8012